

町村部に適用するマンション管理適正化推進計画の作成について

1 計画の作成主体

改正マンション管理適正化法に基づき、町村部に適用するマンション管理適正化推進計画を**都が策定する必要**

【参考】マンション管理適正化法第3条の2第1項

都道府県（市の区域内にあっては当該市、町村であって第百四条の二第一項の規定により同項に規定するマンション管理適正化推進行政事務を処理する町村の区域内にあっては当該町村。以下「都道府県等」という。）は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための計画（以下「マンション管理適正化推進計画」という。）を作成することができる。

2 計画に定める事項（法3条の2第2項各号）

- ① マンションの管理の適正化に関する目標
- ② " 状況を把握するために講ずる措置に関する事項
- ③ " 適正化の推進を図るための施策に関する事項
- ④ 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項
- ⑤ マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

国が示している作成の手引きに基づいて内容を定める予定

3 今後の予定

第2回検討会において素案を提示